

# 「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画(案)」に対する 区民等の意見提出手続の実施結果について

## 1 区民等の意見提出手続を実施した政策等の名称

「杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（案）」

## 2 区民等の意見提出手続の実施状況

- (1) 実施期間  
令和6年12月3日（火）～令和7年1月6日（月）まで 35日間
- (2) 公表方法  
①広報すぎなみ（令和6年12月5日臨時号）及び区公式ホームページ  
②文書による閲覧（建築課、区政資料室、区民事務所、図書館）
- (3) 意見提出実績  
計9件（個人9件） 延べ23項目
  - ・郵送 1件 延べ1項目
  - ・電子メール 2件 延べ7項目
  - ・ホームページ 6件 延べ15項目

## 3 提出された意見と区の考え方等

- (1) 区民等の意見全文と区の考え方  
別紙1のとおり
- (2) 計画（案）の修正一覧  
別紙2のとおり  
なお、区民等意見による修正1か所を含め、5か所の修正を行う。

## 4 修正後の計画

杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画概要版  
別紙3のとおり  
杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画  
別紙4のとおり

## 5 「杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例」（案）

第3章3-1建築士から建築主への説明義務の「説明義務の対象とする建築物」については、第1回区議会定例会へ「杉並区建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における説明義務の対象となる建築物の用途及び建築の規模を定める条例（案）」を提出し、議決をもって決定となります。

別紙5のとおり

## 6 問い合わせ先

建築課 建築企画係 電話 03-3312-2111 内線 3356